

答 申 情 第 1 8 7 号
令和6年12月27日

京都市教育委員会 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年1月9日付け教体健第261号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

20歳未満喫煙防止啓発ポスター掲出の送付文に係る公文書公開決定事案（諮問情第2
91号）

1 審議会の結論

処分庁が行った公文書公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和5年8月8日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「日本たばこ協会が配布する「20歳未満喫煙防止学校ポスター2023年度版」の送付に係る文書」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。なお、「20歳未満喫煙防止学校ポスター2023年度版」（ポスターそのものを指す。以下同じ。）は本件請求の対象ではない。
- (2) 本件請求を受けて処分庁は、教育委員会事務局体育健康教育室に「20歳未満喫煙防止学校ポスター2023年度版」が送付された際の送付文である「20歳未満喫煙防止啓発ポスター掲出のお願いについて」（以下「本件公文書」という。）を本件請求に係る公文書として特定し、公文書公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和5年9月14日付けで、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和5年12月14日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、「20歳未満喫煙防止学校ポスター2023年度版」について、日本たばこ協会から処分庁に送付された際の送付文である「20歳未満喫煙防止啓発ポスター掲出のお願いについて」である。

本件公文書は、令和5年6月下旬に、日本たばこ産業株式会社京都支社から、教育委員会事務局体育健康教育室に対してポスターとともに送付され、また、一般社団法人日本たばこ協会から、京都市立中学校及び京都市立高等学校に対してポスターとともに、それぞれ送付されたものと認識している。

(2) 本件処分の理由について

本件請求を受けて処分庁が京都市立中学校及び京都市立高等学校に本件請求の対象文書の存否を確認したところ、「20歳未満喫煙防止学校ポスター2023年度版」は現存していたが、送付文は現存していなかった。本鑑文のような文書については、保存期間1年未満の文書として適宜廃棄

することとしているところ、学校での開封作業の際などに鑑文を適宜廃棄していることは妥当かつ自然な対応と考えている。

一方、教育委員会事務局体育健康教育室は、「２０歳未満喫煙防止学校ポスター２０２３年度版」が送付された際の送付文を保有していた。京都市立中学校、京都市立高等学校及び教育委員会事務局体育健康教育室のいずれも、実施機関である教育委員会に含むことから、実施機関として保有する公文書を特定すれば足りると判断し、教育委員会事務局体育健康教育室が保有していた本件公文書を本件請求に係る公文書として特定し、本件処分を行った。

なお、本件請求に係る公文書が存在し、本件処分をもって本件請求への対応が足りることから、京都市立中学校及び京都市立高等学校において「２０歳未満喫煙防止学校ポスター２０２３年度版」に係る送付文が現存していないことについて不存在による非公開決定処分及びその旨の通知を行っていない。

(3) 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 各学校において不存在であるとする理由の記載が通知書になかった。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、「２０歳未満喫煙防止学校ポスター２０２３年度版」について、日本たばこ協会から処分庁に送付された際の送付文である「２０歳未満喫煙防止啓発ポスター掲出のお願いについて」である。

(2) 本件処分について

ア 審査請求人は、各学校において不存在であるとする理由の記載が通知書になく、理由提示に瑕疵があると主張している。

一方、処分庁は、京都市立中学校、京都市立高等学校及び教育委員会事務局体育健康教育室のいずれも、実施機関である教育委員会に含むことから、実施機関として保有する公文書を特定すれば足りると判断し、教育委員会事務局体育健康教育室が保有していた本件公文書を本件請求に係る公文書として特定し、本件処分を行ったものである。本件処分をもって本件請求への対応が足りることから、京都市立中学校及び京都市立高等学校において「２０歳未満喫煙防止学校ポスター２０２３年度版」に係る送付文が現存していないことについて不存在による非公開決定処分及びその旨の通知を行っていないことについて、違法又は不当な点はないと主張している。

イ 当審議会としては、本件請求の内容は、送付先として京都市立中学校及び京都市立高等学校に限定したものではないことから、実施機関である教育委員会事務局体育健康教育室が保有する公

文書を特定したのであれば、処分庁が不存在による非公開決定処分及びその旨を通知する必要はないと判断する。また、処分庁は、京都市立中学校及び京都市立高等学校において本件公文書の存否を調査し、現存していなかったことを確認しているが、実施機関としては公文書を特定して、その全部を公開していることから、各学校において不存在であるとする理由の記載が通知書になかったことをもって、当該処分に瑕疵があるとは言えないと判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和6年 1月 9日 諮問

1月30日 諮問庁からの弁明書の提出

10月24日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第5回会議）

12月27日 審議（令和6年度第7回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）